明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通七）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二九～三六）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三七～三九）　一〇
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同四〇～四二、四五、四六）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同四三）　一四
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四四）　一五
○史跡に指定する件（文部科学七）　一五
○史跡及び名勝に指定する件（同八）　一六
○名勝に指定する件（同九）　一六
○天然記念物に指定する件（同一〇）　一九
○特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件（同一一）　二五
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一二）　二五
○史跡に地域を追加して指定する件（同一三）　二六
○名勝に地域を追加して指定する件（同一四）　二六
○記念物を登録記念物に登録する件（同一五）　二六
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（同一六）　二六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八八）　二六
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同八九）　二七
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（同九〇）　二九
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同九一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
企業年金基金設立関係　三七
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○国土交通省令第七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条並びに第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項、第三十九条の二第四項、第四十一条第四項及び第四十一条の二第四項中「第二項及び第三項」を「前二項」に改める。

第四十一条の四第一項中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、」を削り、同条第三項中「後方にある」の下に「他の」を加える。

第六十二条の四に次の一項を加える。

4　制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあつては、その間、当該制動灯については前二項の基準は適用しない。

第六十三条の二に次の一項を加える。

4　方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあつては、その間、当該方向指示器については前二項の基準は適用しない。

第六十三条の二の次に次の一条を加える。

（緊急制動表示灯）

第六十三条の三　原動機付自転車には、緊急制動表示灯を備えることができる。

2　緊急制動表示灯として使用する灯火装置は、制動灯又は方向指示器とする。

3　緊急制動表示灯は、原動機付自転車の後方にある他の交通に当該原動機付自転車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4　緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号の八を第三号の九とし、第三号の二から第三号の七までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第四十一条第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）

第二条中第五号の十五を第五号の十七とし、第五号の五から第五号の十四までを二号ずつ繰り下げ、第五号の四の次に次の二号を加える。

五の五　法第四十一条第四号の制動装置のうち横滑り防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）